

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和5年4月20日（木曜日）		
開 会	午前10時42分	閉 会	午前10時52分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 勝田 鮮二 副委員長 加藤 茂樹 委 員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	庶務係主幹 石田久美子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 料 金 課 長 八木谷義人 料金課課長補佐 佐々木 基 経営企画課広報係長 前田 恵一		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時42分 開会

【水道局】

◆勝田鮮二委員長 それでは、ただいまから建設水道委員会を開催いたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおり、水道局の報告を受けることとしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、武田水道事業管理者に挨拶をいただいた後、人事異動で替わられた方には、自己紹介をいただきたいと思っております。それでは、武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 おはようございます。

ただいま勝田委員長から御紹介がありましたように、本日の建設水道委員会で、この報告第3号放棄した債権の報告についてということで、水道料金の一部につきまして債権放棄しておりますので、その内容について報告させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○川戸敏幸副局長 それでは、4月1日付の人事異動におきまして、本日出席しております説明員3人異動がございましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

まずは、私からでございます。副局長の川戸でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 よろしく申し上げます。

報告第3号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、報告第3号放棄した債権の報告についてを説明ください。

八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 それでは、報告第3号放棄した債権の報告についてということで、鳥取市債権管理に関する条例の規定によりまして、水道料金債権の放棄の報告について説明させていただきます。

1、水道料金について。まず、(1)の概要についてですが、水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全な経営を維持するため、水道の利用者から、使用水量に応じて水道料金を徴収しています。しかしながら、生活困窮者で滞納金の完納が見込めない者をはじめ、破産により資力回復が困難な者、無届転出等による所在不明な者などが存在する状況にあります。(2)の債権の種類ですが、私債権で、私法上の契約に基づく債権になります。時効期間は、水道料金債権につきましては5年です。これは、令和2年4月1日の民法の一部を改正する法律の施行によりまして、水道料金債権については、従前では時効期間は2年であったものが、5年に延長になりました。ただし、改正民法の施行日、令和2年4月1日以前に給水契約を締結している水道料金債権については、引き続き時効期間2年が適用されますので、5年・2年の両者が混在することになります。根拠法令につきましては、鳥取市水道事業給水条例で、納付義務者は水道の利用者本人となります。

2の債権放棄の内容についてですが、滞納金につきましては、督促状・催告書の送付はもとより、訪問徴収、給水停止処分などを実施して、早期回収に努めているところです。今回の報告につきましては、水道料金債権のうち、特に回収が困難と認められる10件について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により、債権の放棄を行ったものであります。

3、債権放棄調書についてですが、次のページ、別紙1を御覧ください。この表は、債権放棄調書になります。このたび債権放棄を行いました者は、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第2号及び第4号に該当する事由の者で、表の下に米印をつけていますが、条例の条文を一部抜粋して記載しております。まず、条例第7条第1項第2号に該当する事由のもので、件数は1件、債権の額は1万8,149円となります。その米印に書いてありますが、債務者が死亡し、その債務について限定承認があり、その相続財産が、市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれ、水道料金の徴収の見込みがなくなったものです。ここで限定承認とありますが、簡単に説明しますと、相続財産にもプラスとマイナスがありますから、債務を清算し、財産が余れば、それを引き継ぐという方法です。今回の場合ですが、遺族の方が水道料金を含めた債務額を清算したところ、最終的に、ほとんどの債務を相続放棄されるとの情報を得たことから、水道料金の徴収の見込みがなくなったため、水道料金債権を放棄

することとしたものです。

次に、条例第7条第1項第4号に該当する事由のもので、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令により、債務者がその債権につき、責任を免れたときの事由に当たります。この第4号に該当する債権の件数は9件で、債権の額は50万5,134円となります。9件全て債務者の破産免責が確定したことにより、水道料金債権の放棄を行ったものです。表の一番下に、一応合計の記載をしておりますので、合計は、件数は10件で52万3,283円となります。

次のページを御覧ください。この表は、先ほどの債権放棄調書の個表になります。表の左端に番号をつけてます。1番～10番までの10件について、放棄した債権の額、債権発生年度等をそれぞれ記載しております。番号1番が、条例第7条第1項第2号に該当する事由のもので、番号2～10までが条例第7条第1項第4号に該当する事由のものとなります。表の右端、備考欄に記載していますが、債務者は、10件とも全て個人の方で、令和5年3月31日付で債権放棄を行っております。以上で説明終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明を受けました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。10件ありまして、基本的に1年～2年なんだけど、2件かな、この2番と4番が長期にわたってとなっておりますけど、この辺り、なぜここまで長期に支払いが滞っていったかっていうのは、その辺りはいかがでしょう。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。一応、ここは引っ越しもされておられるというのもありまして、長きにわたって、一応少しずつは計画的に払っておられたんです。だけど破産したということで、両方ともそういう関係のものです。それで、1件については集合住宅、水道局でいえば1個のメーターで、個々に入っとられて、そういう関係で給水停止もできなくて、回収できなかったっていうのもあります。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。以上で質疑を終結します。

以上で、建設水道委員会を終了します。

午前10時52分 閉会

令和5年第1回鳥取市議会臨時会 建設水道委員会

令和5年4月20日（木）文教経済委員会終了後

7階 第2委員会室

水道局

（文教経済委員会終了後）

1. 報告

報告第3号 放棄した債権の報告について